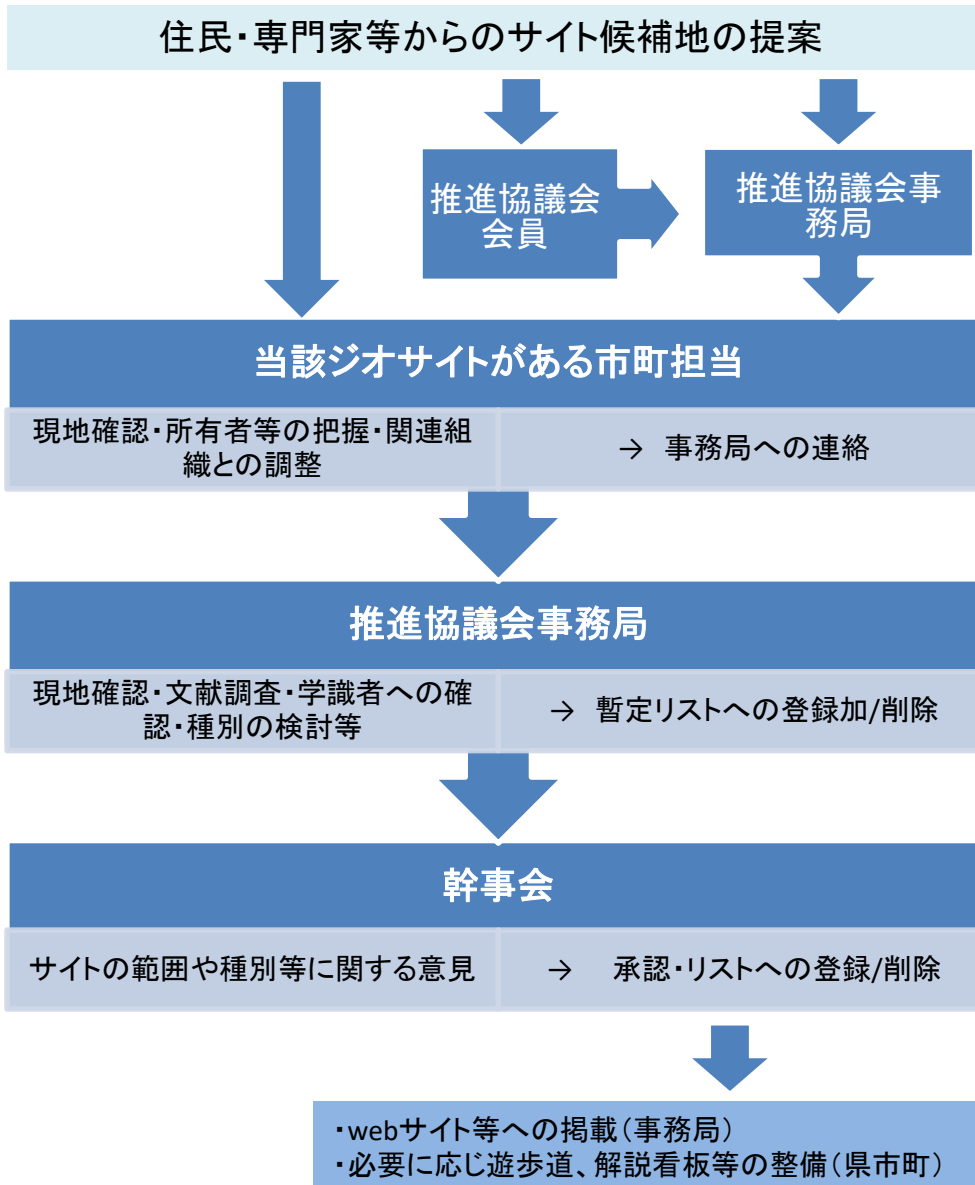


■ サイトの登録/削除の流れ



■ サイトの登録/削除について

ユネスコ世界ジオパークガイドラインに対応したジオサイト見直しにあたり、サイトの設定および除外の手続きについて再度整理します。ジオパークのサイトは各ジオパーク地域において適切に管理・保全・活用される必要があります。伊豆半島ジオパークにおいては、原則として、各市町および推進協議会事務局(必要に応じてその他関連団体)で協議のうえ、幹事会の承認をもってリストへの登録/削除を行うこととなっています。

サイトの名称や種別(地質/生態/文化/眺望/災害関連/研究)、範囲などの変更にあたっては同様の手続きとしますが、軽微な変更(誤字等の修正など)については事務局の判断で行っています。

【参考】ジオサイト種別について

サイト種別	説明	基準
ジオサイト	地学/地形学的価値を主とする場所 何らかの保全・管理が必要	ユネスコガイドライン
生態サイト	生物学的価値を主とする場所 植物群落など 必ずしも地形地質と関連しなくてもよい	
文化サイト	文化的価値を主とし、地域を代表する場所 寺社仏閣・景観など 必ずしも地形地質と関連しなくてもよい	独自基準
眺望サイト	その場所そのものに特別な価値はないが、眺望地点として価値のある場所	
災害関連サイト	災害に関連した場所 災害遺構や災害記念碑など	
研究サイト	学術的価値を有するが、通常アクセスや理解が困難な場所	

【参考】ジオサイトの設定/除外について

地域勉強会などを通じ、指針書に上げられている地点以外のジオサイト候補が増えてきている。ジオサイトのリストは指針をベースとして更新されるものである。新規ジオサイトの設定となんらかの理由でリストから除外する場合は簡単なガイドラインを設定したい。

基本的な設定/除外の流れは以下のような流れで実施する。

- 1) 住民・専門家等からのジオサイト候補地の連絡
- 2) 協議会事務局での現地調査、調書作成。ジオパーク内での位置づけ設定
- 3) 市町への連絡
- 4) リストへの暫定的な追加
- 5) 幹事会で承認
- 6) webサイトへの掲載等、公表